

CSW65 公式文書(2)

「ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントのための暴力の撤廃のみならず公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定」という優先テーマの下で CSW が開催する閣僚ラウンド・テーブルのための討議ガイド(E/CN.6/2021/5)

事務局メモ

I. 序論

1. CSW の作業の今後の組織と方法に関する決議 2015/6 で、経済社会理事会は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント並びにその人権の実現への政治公約を再確認し、強化し、高官の関わりと CSW の審議の可視性を保障するための閣僚セグメントが含まれ、このセグメントには閣僚ラウンド・テーブルまたはその他の高官意見交換対話が含まれることを決定した。
2. 経済社会理事会決議 2020/15 に含まれているように、CSW の複数年にわたる作業計画に従って、CSW は、2021 年 3 月 15 日から 26 日まで開催されることになっている第 65 回会期の優先テーマとして、「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成するための暴力の撤廃のみならず公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定」を検討する。この決定の上に、CSW は、閣僚たちに優先テーマの下で生じるカギとなる問題に高官がかかわる機会を提供するためにこの会期で閣僚ラウンド・テーブルを開催することが提案されている。

II. 組織上の問題

A. テーマとトピックス

3. 「ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成するための、暴力の撤廃のみならず公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定」という優先テーマの下で、CSW は、以下のテーマで 4 つのラウンド・テーブルを開催する：
 - (a)同数に到達する：公的生活での女性の完全かつ効果的な参画と意思決定の達成に向けた好事例。
 - (b)公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定のための機能的環境を醸成する。
4. 閣僚ラウンド・テーブルは、提案されているトピックスに関連する経験、学んだ教訓、好事例の交換に重点を置く。閣僚たちは、人権のみならず、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの実現に向けて今後のことを考えるよう奨励される。閣僚たちは、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施を通して、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に向けて国

の対応が効果的に貢献することを保障するために必要であり、計画されている手段と措置を強調するよう奨励される。

B. 参加者

- ラウンド・テーブルを通して、閣僚たちは、ヴァーチャルで対話と討論にかかわる機会を提供される。ラウンド・テーブルは、すべての加盟国とオブザーヴァーに開放される。
- 閣僚たちは、前もって、できれば2021年2月26日までに参加したいと思う閣僚ラウンド・テーブル並びに2番目に参加したいと思うものを示すよう勧められる。ほぼ15名から17名の閣僚が、それぞれのラウンド・テーブルに参加するものと期待されている。閣僚ラウンド・テーブルの議長は、それぞれのラウンド・テーブルに署名した閣僚のリストを持つことになろうが、発言者のリストは前もっては準備されない。
- 閣僚ラウンド・テーブルの議長は、意見交換を推進する目的で討論を導くであろう。発言は3分を超えてはならず、重点は対話におかれるであろう。閣僚たちは、対話中になされた発言に対して質問したり、コメントを出したりするよう奨励される。

C. 時間

- 閣僚ラウンド・テーブルは、2021年3月15日月曜日の午後4時から6時まで、2021年3月16日火曜日の午前9時から11時まで、以下の表に示された時間に非公式のヴァーチャル会議を通して開催される。

ラウンド・テーブル	時間	場所
同数に到達する：公的生活への女性の完全で効果的な参画を達成することに向けた好事例	4-5p.m.	ヴァーチャル・プラットフォーム
公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定のための機能的環境を醸成する	5-6p.m.	ヴァーチャル・プラットフォーム
同数に到達する：公的生活への女性の完全で効果的な参画を達成することに向けた好事例	9-10a.m.	ヴァーチャル・プラットフォーム
公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定のための機能的環境を醸成する	10-11a.m.	ヴァーチャル・プラットフォーム

D. 成果

- 閣僚ラウンド・テーブルの成果は、ビューローのメンバーを通して地域グループとの相談で準備される議長概要の形態をとる。

III. 閣僚ラウンド・テーブルでの討論のための項目

A. 背景

- 「ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するための暴力の撤廃のみなら

ず、公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定」という優先テーマの討論は、これら領域全体にわたるジェンダーに対応した行動が、どのようにより野心的なターゲットの設定、政治的意思と資金調達の強化及び女性と女兒のニーズと野心により対応する制度的取り決めを通して、「北京宣言と行動綱領」、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と行動の 10 年の実施を促進出来るかという点で、トピックを検討する機会を CSW に提供するであろう。

11. 執行、法律、司法、公共行政機関の意思決定に女性が平等にアクセスし、効果的に参画する男女間の権力の分かち合いは、女性と女兒の平等を達成するために極めて重要である。女性グループ、ネットワーク、地域社会を基盤とした団体のような市民社会での女性のリーダーシップも極めて重要である。執行・立法の地位での女性の数の増加において進歩が遂げられてきたが、50 対 50 のジェンダー同数は、達成からはほど遠い。女性は依然として、意思決定のあらゆる側面で数が少ない。公的生活での女性に対する暴力が広がっている。権力を持つ男性はしばしば政党内でさえ女性のリーダーシップに抵抗する。比較的高い程度の貧困、一層限られた財政へのアクセス、大きなケアの義務、性と生殖に関する健康と権利を実現することに対する課題及び女性が経験する排外的な制度的規則と手続きが女性の完全な参画を制限している。根強い女性の役割に関する社会規範と期待、並びに法律における差別が、課題を複雑化し、意思決定への女性の貢献を過小評価し、持続可能な開発を脅かしている。公的生活における女性に対する組織化された反対は、時には強力で暴力的で、民主主義の後退によってさらに悪化し、政治的・社会的分極化を強化し、不平等を深めている。これら格差を埋めるには、権力関係を変える政治的意思、一時的特別措置の利用、より機能的な環境と制度的システムの創設、公的生活における女性に対する暴力の減少、差別の撤廃が必要である。

12. ラウンド・テーブル中に、閣僚たちは、以下の討議ガイドの中にある問題を検討し、すべての女性と女兒の人権とエンパワーメントを実現するために、「北京宣言と行動綱領」及び「2030 アジェンダ」の完全かつ効果の実施を促進するために何をする必要があるのかに重点を置くよう奨励される。閣僚たちは、一時的特別措置を含め、意思決定における女性の数を押し上げる際に成功することが分かった法律、政策、規則及び戦略を強調するよう奨励される。閣僚たちは、貧困の女性化、並びに育児のような公共サービスの利用可能性、制度的メカニズム、資金調達の利用可能性、社会規範と固定観念との取組、女性の参画のための機能的環境を醸成することに貢献するインフラ、教育及びその他の措置のような公共サービスの利用可能性に対処するかもしれない。閣僚たちは、討議ガイドと第 65 回会期の優先テーマに関する事務総長報告書(E/CN.6/2021/3)と相談するよう奨励される。

E. 討議ガイド

同数に到達する：公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定に向けた好事例

13. 女性の完全で効果的な参画と意思決定のあらゆるレベルでのリーダーシップの平等な機会を保障することは(「持続可能な開発目標 5.5」)、あらゆるレベルでの対応した、包摂的で、参加型の、代表的意思決定を達成することと関連している(「目標 16.7」)。女性は、わずか 21 か国で国家の長または政府の長を務めており、119 か国は、女性指導者を有したことがない。世界的に、女性は、閣僚の地位の 21%を占めており、国の議会の議席の 25%、地方議会議席の 36%を占めている。女性の参画を促進出来ないことは、2030 年までに「目標」を達成することを不可能にし、現在の割合では、国家と政府の長の間でジェンダー同数に達するにはもうあと 130 年かかり、閣僚の間では 56 年、国の議員の間

では42年かかるであろう。

14.公共セクターと公務員により多くの女性がいることは、女性の視点をより多く政策と公共サービスの提供にもたらすであろうが、女性が指導的地位に就くことは減多にない。女性は全世界で裁判官の数の半数以下を占めているものと見積もられている。公共セクター意思決定に女性が欠如していることは、政府を紛争や危機に対応する備えがあまりできていないままにする。教育、保健、経済開発、紛争解決を含め、女性の生活に直接インパクトを与える問題に関する意思決定で女性が相談を受け、含まれていない時、政策成果は有害で非効果的であり、女性の権利の侵害につながる可能性がある。

15. ジェンダー・クォータ制の採択と遵守は、国の地方の意思決定に女性の参画を改善してきた主要な政策介入である。国のレベルで法定の候補者クォータ制を利用しているわずか15か国が、女性50%というターゲットを要求しており、10か国が、女性またはどちらかの性の40%以上というターゲットを要求している。クォータ制の立案は、選出される地位における成功した実施にとってのカギである。わずか36か国が、そのクォータ制法で確立されたジェンダー・ターゲットを達成し、35か国は議会レベルの候補者リスト(ジッパー・リストのような)にある女性のための格付けまたは代替の地位の要件を要求している。そのような措置がないと、女性は選挙されない地位に置かれる危険を冒すことになる。

16. 好事例には、国及び地方レベルでの執行・立法・行政の地位に関連してジェンダー同数を達成するためのターゲット、行動計画、予定表の確立が含まれる。執行内閣におけるジェンダー同数とさらなる多様性は、政治的意思のある所で任命を通して達成されてきた。公共セクターにおける女性のリーダーシップと意思決定を高めるための解決策は、女性指導者が一般の人々の態度を形成し、公的生活で意思決定の地位に就く用意ができていない女性のプールを拡大することができる民間セクターにより組織的に適用されるべきである。

17. 閣僚たちは、対話に重点を置く手助けをするために以下の質問を検討するよう勧められる:

(a)公的生活と意思決定への女性の平等な参画と代表者数を達成するためにどのような手段を政府は取っているのか?

(b)執行と立法の意思決定への女性の参画に向けた進歩を促進するために、立案され実施されてきた野心的なジェンダー・クォータ制を含めた一時的特別措置の好事例は何か?

(c)公共行政と司法のような機関における公共セクターの指導的地位の女性の代表者数を増やし、追跡するために政府はどのような措置を取ってきたのか?

公的生活への女性の完全で効果的な参画と意思決定のための機能的環境を醸成する

18. ジェンダー平等の達成は、平等な参画のための機能的環境を醸成するために共に制度とシステムを変革するために男性も女性も必要とする集団的責任である。比較的程度の高い貧困、資金調達へのさらけられたアクセス、さらなるケアの義務、女性の性と生殖に関する健康と権利を実現することに対する課題が、排外的な制度的規則と手続きとつながって、その完全な参画を制限している。ケア施設の欠如が、家族とケア責任を持つ女性が公的生活で指導力を追求することを思いとどまらせている。女性にかかる重荷を減らすために、支援制度の確立を含め、より柔軟性のある家族に優しい労働条件が、あらゆる年齢の女性を公共の施設で募集し、引き留めておくために、緊急に必要とされる。

19. 女性の参画と意思決定のための機能的環境を確保するために、制度をよりジェンダーに対応したものにするために措置が必要とされる。歴史的に男性によって立案された制度は、その構造、政策、手続き、規則及び文化を含め、調査と改革を必要とする固有の偏見と排外的慣行を有している。立法府は、ジェンダー平等委員会、ネットワーク作りフォーラム、女性コーカス、ジェンダー平等に関する能力開発により多くの資金を使うべきである。政治家と女性の権利団体とフェミニスト団体との間の協働の機会を拡大することは、変革的变化を推進するためにも極めて重要である。

20. ジェンダー役割に関する根強い否定的な社会規範、並びに重複し、重なり合う形態の差別に直面している女性の代表者不足は、公的生活で女性は平等な役割を果たすべきではないという一般の認識を形成する。若い女性は二重の差別に直面しており、30歳未満の女性は、世界的に議員の1%未満を占めている。そのような社会規範は、地域社会と宗教指導者、メディア、男性と男児及び様々な世代の女性の間の意識を啓発することにより、慎重な行動を通して闘わなければならない。公にジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進している男性指導者の支援は、社会規範の変革の促進にとって極めて重要である。政治的パイプラインへの多様な女性の参入が奨励され、重複し、重なり合う形態の差別を経験している女性と女兒の暴力と差別からの保護が確保されるべきである。

21. 公的生活における女性に対する暴力は、その参画と意思決定を脅かす。この問題に対する意識が高まっているが、公的生活の女性は、職務中に殺害される暴力を含め、対象を絞った、ジェンダーに基づく心理的・身体的・性的脅しと暴力行為に直面している。防止と対応には、国レベルでのより緊急の行動が必要とされる。好事例には、法改正、司法へのアクセスの強化、様々なステイクホルダーの間の監視と調整の強化が含まれる。公的機関は、暴力、差別、虐待にたいするゼロ・トレランスを確立する行動規範を設置するべきである。

22. 資金調達不足は、公的生活への女性の参画に対する主要な障害である。女性は選出される公職に立候補するための資金を作るためにもがいている。女性団体へ投資不足が、根強い課題である。国のジェンダー平等メカニズムは、しばしば、ジェンダー平等に貢献する国の企画と予算編成を保障するための資金調達を欠いている。ジェンダーに配慮した政治的資金調達、育児のための助成金、資金作りネットワーク、無党派のクラウドファンディングと基金を通じた公共・民間基金によって財政的に支援される女性候補者のための選挙運動のための条件と奨励策の創設が役立つであろう。女性団体とフェミニスト運動への直接的資金提供を優先する特別基金の創設と資金調達も、公的生活への女性の参画を支援するであろう。

23. 閣僚たちは、対話に重点を置く手助けをするために、以下の質問を検討するよう奨励される:

(a)あらゆる形態の暴力を受けない女性の完全で効果的な参画のための機能的環境を醸成するために各国政府はどのような措置を取っているのか?

(b)女性が男性と同等に正当で効果的な指導者とみなされることを保障するために、否定的な固定観念と差別的態度が対処されて成功してきた好事例は何か?

(c)公的生活と意思決定への男女の平等な参画を促進してきた効果的なジェンダーに対応した制度的改革の例は何か?

(d)公的生活への女性の参画を支援して、各国政府は、質の高い資金調達の利用可能性を高めるためにどのような手段を取っているのか? (房野 桂 訳)

女性に対する暴力を撤廃するための行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性とエンパワメントのための国連機関の報告書(A/HRC/47/20-E/CN.6/2021/6)

事務総長メモ

概要

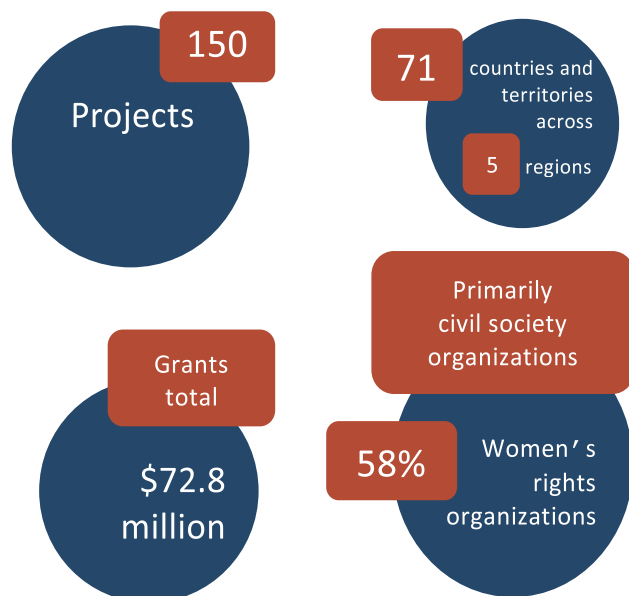
事務総長は、ここに、総会決議 56/166 に従って、準備された女性に対する暴力を撤廃するための行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)の報告書を CSW と人権理事会にお伝えすることを名誉に思う。

I. 序論

1. 女性に対する暴力撤廃行動支援基金は、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくす努力を支援する世界的な、多国間の助成金授与メカニズムである。決議 50/166 によって総会によって 1966 年に設立された信託基金は、国連システムを代表して、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)によって管理されている。国連ウィメンとその地域・多国間・国内事務所の強力な制度的支援を得て、その機関間プログラム諮問委員会を通して他の国連システムと密接に協力して、信託基金は、女性と女兒に対する暴力を防止し撤廃する集団的努力を推し進める際に、重要な役割を果たしている。
2. 本報告書は、2020 年の信託基金とその助成金受領団体のインパクトと業績を説明している。
3. 信託基金は、女性と女兒に対する暴力に対処し、防止し、究極的にはなくすための複数年にわたるプロジェクトを支援する資金を作り配分している。信託基金は、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすための結果志向の取組を支援すること、助成金受領団体から集められた世界的証拠から学んだことを触媒すること、女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすことに関する国内と地方の作業のための持続可能な資金調達を提唱し、育成するそのユニークなマンデートを強化し、能力を集めるという 3 つの戦略的方向を通してこれを行う。
4. 2020 年 12 月現在、オーストラリア、オーストリア、カナダ、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、カザフスタン、リヒテンシュタイン、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、トリニダード・トバゴ、英国及び米国は、「スポットライト・イニシアティブ」、女性と女兒に対する暴力を撤廃する欧州連合と国連の合同努力と同様に、年内に信託基金に寄付をしてきた。オーストラリア、オーストリア、ドイツ、アイルランド、日本、オランダ、スウェーデン、英国、米国の国連ウィメン国内委員会

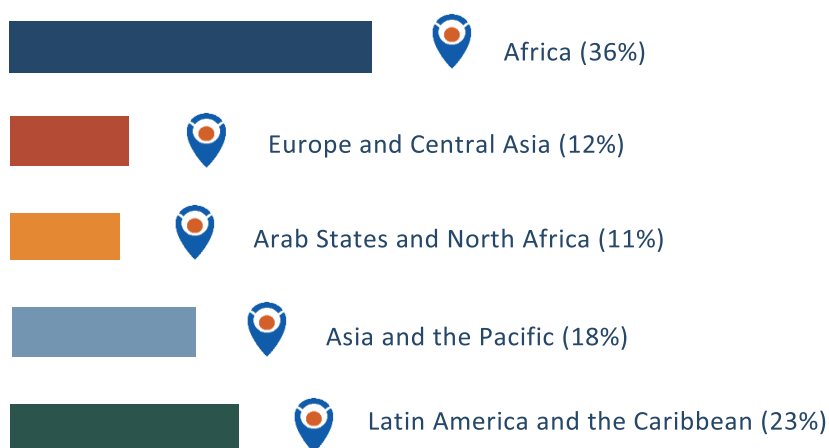
並びに Mary Kay 財団、Mary Kay Inc. 及び Wellspring 慈善基金からも支援が受領された。

Figure I
2020 trust fund grants portfolio



5. 2020 年に、信託基金は、総額 7,280 万ドルの助成金で、5 つの地域にわたって、71 の国々と領土で、女性と女兒に対する暴力を防止し、対処することを目的とする 150 のプロジェクトの物件を管理した。助成金受領団体は、主として市民社会団体であり、多数(58%)は、女性の権利団体である。

Figure II
Regional distribution of grants



6. 2020 年の信託基金とその助成金受領団体の作業は、世界的なコロナウイルス病(COVID-19)の流行と、その広がりを抑制するために取られた措置によって生じた否定的結果のインパクトを特徴とした。COVID-19 は、既存の、継続中の、根強い女性と女兒に対する暴力という流行病に比べ、対処する社会

の備えの欠如と COVID-19 以前にすでに驚くほど高かった蔓延率を明らかにした。約 5 人に 1 人の女性(18%)が、COVID-19 に先立つ 12 か月に親密なパートナーからの暴力を経験したと報告し、思春期の女子の推定 28%と若い女性の 29%が、生涯で、親密なパートナーからの身体的または性的暴力を経験し、COVID-19 がこの侵害をさらに悪化させたと報告している。世界中で、市民社会団体は、場合によっては 770%も、ヘルプラインに支援を求める電話が増えていることに反映される女性と女兒に対する暴力の急増を報告した。暴力の増加は多くの形態をとり、例えば COVID-19 のすべての影響は、2030 年までに世界的に子ども結婚がさらに 1,300 万件増えるという結果となると予想されている。

7. 4 月の信託基金女性金受領団体の間の COVID-19 の早期インパクト評価は、世界的に女性と女兒に対する暴力の急上昇する割合を明らかにし、これは 9 月に公表された 2 回目の分析によって確認された。同時に、COVID-19 とこれに対処するために用いられた措置は、多くの団体、特に小さな女性主導の団体にとって、その基本的作業を継続することを不可能ではないにしても難しくした。事務総長は、女性と女兒に対する暴力の防止と救済を COVID-19 のための国の対応計画のカギとなる部分とするようすべての各国政府に要請し、146 の加盟国が、その行動の呼びかけに対応した。国連システムは、COVID-19 の状況でのジェンダーに基づく暴力への政策対応を促進するために協力した。行動のための 6 つの重要な行動の領域が明らかにされたが、その中に、危機を通して市民社会と女性の権利団体を支援することにコミットしている信託基金のようなメカニズムを通じた、この危機とすべての危機の間の最初の対応者である女性の権利団体のための国内・国際援助予算からの増額された資金提供があった。

8. 2020 年 4 月に、危機への直接的対応として、信託基金は、(a)最終の評価報告書を含め、助成金受領団体の報告の遅れを認め承認すること、(b)助成金受領団体がプロジェクト活動を修正し、遅らせることができるようにする柔軟性を行使すること、(c)助成金受領団体が公衆衛生危機をうまく切り抜ける手助けをする資金とガイダンスを分かち合うこと、(d)事業の継続性を確保し、COVID-19 の否定的インパクトを最小限にするための核心的経費に応えるための予算の再配分の要請を受け入れること、(e)プロジェクトのためのコストのかからない拡大の要請を承認することを含め、助成金受領団体への救援支援を提供するための 5 点行動計画を発表した。

9. さらに、現在のプロジェクトを危険にさらし、場合によっては制度的生存を脅かしている課題に対応して、欧州連合の「スポットライト・イニシアティブ」と国連とのパートナーシップで、サハラ以南アフリカの 44 の信託基金受領団体に直接的で継続中の支援のために、追加の 900 万ドルが配分された。

10. 2020 年 9 月の提案の呼びかけで始まったその第 24 回資金提供サイクル中に、信託基金は、女性と女兒に対する暴力の増加に対処し、対応するための COVID-19 の対応・回復の前線で活動している市民社会団体からの応募を求めた。全部で、1,498 の応募が受領され、総額 758,786,215 ドルを要求した。

11. 女性の権利の女性主導の小規模女性団体からの応募が、これらが危険にさらされている女性と女兒及びサヴァイヴァーに届き、誰も取り残さない最前線にいるという事実を認めて優先された。助成金受領団体の中には、流行病によって提起される実在的脅威に照らして、信託基金は、助成金の 4%までの COVID-19 に特化した不測の事態予算ラインと小規模団体のための一般活動及びその他の直接経費を補うための 3%までの予算ラインを設立した。信託基金は、小規模団体のための 7%の核心資金と自己ケ

ア活動のための 2,000 ドルを維持することにもコミットした。全体的に、これは、少額助成金を受けている団体のために柔軟な資金提供が必要なプロジェクト予算の 21%まで、とでき、急速に進展する COVID-19 の状況で団体と受益者のニーズに応えるために使うことができることを意味する。

II. コロナウィルス病の流行への助成金受領団体の対応

12. 2020 年 3 月に、信託基金は、女性と女兒に対する暴力の急速な増加と闘っている、しばしば市民社会主導の支援・保護制度が直面している課題に関して 69 か国と領土の 122 の助成金受領団体会の情報を受けた。助成金受領団体は、サヴァイヴァーのための司法・基本的保健ケア・社会保護へのアクセスの欠如または制限も報告した。第一線の女性の権利市民社会団体は、女性に対するエスカレートする暴力に関する早期警告制度を形成しているが、支援の需要に圧倒される危険にさらされていた。しかし、助成金受領団体からの情報は、いかに素早く速やかに、彼らが受益者とスタッフの安全を保護しつつそのプロジェクトのカギとなる側面を維持するために適合しているかも明らかにした。例えば、セルビアでは、「人身取引とあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力と闘う市民協会」が、その安全な家を何とか開放し続け、女性サヴァイヴァーに最もうまく仕える国有シェルターに食料の寄付の提供を含め、ニーズに応える手助けをするためにその準備金を利用した。

13. 信託基金の継続中の COVID-19 のインパクトの監視は、世界的流行病に入って 6 か月で、女性と女兒に対する暴力の割合とこの危機を防止し対応する市民社会団体の暴力に与える継続中のインパクトが継続し、かなり増加した。全体的なインパクトは、地方化し、複雑化したが、助成金受領団体は 2020 年 3 月以来暴力のカギとなる課題と牽引力を明らかにし、分かち合ってきた。これらには、性暴力、オンラインのハラスメント及び有害な伝統的慣行のあからさまな増加、周縁化された地域社会と最も頻繁に取り残される人々に与える厳しいインパクト、市民社会が埋めようと努力している格差である女性と女兒に対する暴力をなくすことに関する作業に対する持続可能な、構造的な社会的な支援の欠如が含まれた。助成金受領団体は、助けを求める要請の数と命に対する直接的脅しに関する事例の増加を報告した。例えば、アルメニアの女性の権利センターは、かなり多数の事件とますます深刻となる暴力を述べた。コロンビアでは、緊急事態と記録される報告が、Corporacion Con-Vivamos によれば 553%も増加した。

14. 3 月に、助成金受領団体は、女性と女兒に対する最も共通した形態の暴力は、親密なパートナーからの暴力であると報告したが、8 月までには、オンラインのハラスメントと有害な慣行のようなその他の形態の暴力も増えてきていると報告していた。例えば、カメルーンでは、3 つの市民社会団体が、子ども結婚を含めた女兒に対する暴力の増加を報告した。障害を持つ女性と女兒に対する暴力と取り組んでいる 20 の助成金受領団体のすべてが、このグループはロックダウン中に到達するのが最も難しいグループの中にあることを仮定すれば、インパクトの範囲は測定するのが難しいけれども、COVID-19 の状況で、このグループは不相応に悪影響を受け続けていると報告した。しかし、ルワンダ障害を持つ女性団体が受益者の急速評価を行った時、回答者の 44%が、COVID-19 の家にとどまっているようにとの命令が、障害を持つ女性と女兒に対する暴力をさらに悪化させてきたことを確認した。

15. 助成金受領団体の中には、受益者とその団体の直接的な生存にその努力を再重点化したところもある。食料を提供するために活動したところもあれば(例えばマレーシアのセラングール州の女性団体の友やヴェトナムのハガル・インターナショナル)、特に周縁化された女性と女兒に尊厳・衛生キットを提供

したところもある(例えば、エジプトの包括的開発のためのアル・シャハブ機関、中央アフリカ・ネットワークアフリカ先住民族女性団体及びカメルーンの教育・開発農山漁村女性センター)。さらに、現金に基づく介入を実施したところもあった(例えば、ウガンダの障害を持つ女性国内連合、ナイジェリアの女性学・介入センター及びケニアの開発と民主主義と司法女性フォーラムと権利教育・意識啓発センター)。ほとんどの場合、このような努力は、独立した支援として提供されたが、助成金受領団体の中には、女性に対する暴力と COVID-19 に関する意識啓発のための入り口点としてこれらを利用したところもある。

16. 8月までに、すべての積極的な助成金受領団体は、プログラムと事業上の理由のために、そのプロジェクトと計画を調整してきた。サービスの需要の増加を管理するために、助成金受領団体は、COVID-19 予防措置に関する追加のサービスを設置した。例えば、チャドでは、公共の利益法センターが、困っている女性に追加の支援を提供するためにその永久的なカウンセリング・センターを超えて一時的シェルターを創設した。市民社会団体も、サヴァイヴァーのための政府の対応を支援するためにサービス提供者にリーチアウトした。例えば、ケニアでは、ケニア難民コンソーシアムがナイロビとガリッサの警察署が女性と女兒に対する暴力事件の増加で圧倒されていることを知って、警察にマットレス、子どもの玩具、尊厳キット、並びに法的プロセスにとって重要な事件を記録するための書式を提供した。ソロモン諸島では、太平洋地域権利リソース・チームが、裁判所が保護命令を出し見直すための電話クレジットを提供し、裁判所がサヴァイヴァーからの電話に応え、命令を出すための情報を得ることができるようにした。

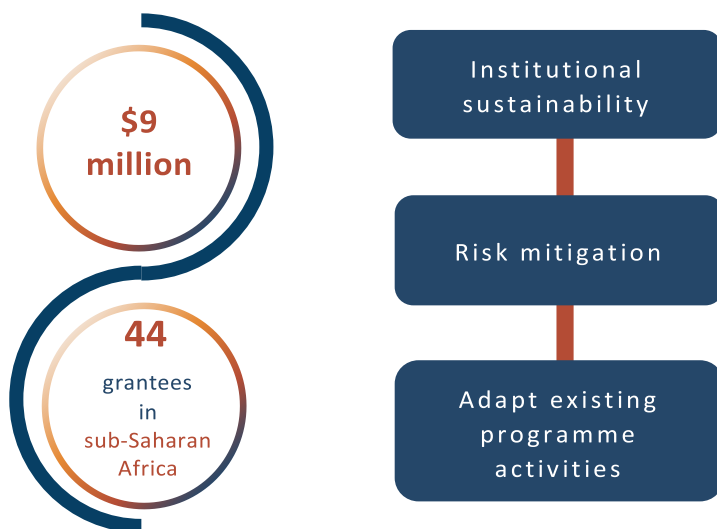
17. 助成金受領団体は、流行病の経済的インパクトが、女性と女兒に対する暴力を煽り、既存の経済的エンパワーメントのプログラムが、女性と女兒が生き延びる手助けをするために再立案される必要があることにたちまち気づいた。例えば、「アフリカの角女性戦略イニシヤティヴ」は、南スーダンの女性と女兒がマスクと再使用できる衛生パッドを作成する訓練をすることによって経済的に回復する手助けをし、それによって両製品の地方の需要に応え、所得を創出した。

18. サービスの能力と質的洞察力の市民社会団体による評価は、地方の対応を特徴づけ、世界的対応を導くために意図された実践家に基づく知識の重要な体系をなすデータを提供した。例えば、インドの犯罪防止と被害者ケアのための国際財団は、流行病の始まりに、より多くの暴力事件がなぜそのヘルプラインに通報されなかったのかを捜査した。この財団は、家にとどまる命令が、女性たちが電話で私的に話すことを妨げているので女性たちがほとんど電話をかけなかったことを発見した。危険にさらされている女性たちの中には、サービスが閉鎖されていると思った者もあった。これに応じて、助成金受領団体は、ホットラインの番号を公表し、通信のオンライン方法に移り、政府に女性と女兒に対する暴力に関連するサービスが基本的であり、開放されていることを公に再確認するよう要請した。パレスチナ国では法的援助とカウンセリングのための女性センターが、ロックダウンに続いて毎週そのサービスに通報される違反を組織的に記録したが、女性の命が脅かされる事件の数が5月にかなり増加し、長期的な(未決の)事件の数は、流行病前の数字に比べて3倍近くになった。国の暴力保護制度が COVID-19 の危機に対応するために再重点化されるときに、女性と女兒に対する暴力の第一の対応者としても、監視し、データを収集する際にも、市民社会団体の役割が貴重な早期警告として直接的な支援制度として出現した。

III. 欧州連合と国連のスポットライト・イニシアティブ

Figure III

Amount announced in partnership with the Spotlight Initiative of the European Union and the United Nations, 2020



19. 欧州連合と国連の「スポットライト・イニシアティブ」は、2030年までに女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃することを目的とする欧州連合と国連との間の世界的な複数年にわたるパートナーシップである。「スポットライト・イニシアティブ」の6つの相互に補強しあう重点領域のすべてが信託基金の戦略的優先領域に密接に沿っているが、運動の構築が、協働の中心的な重点である。

20. 欧州連合と国連の「スポットライト・イニシアティブ」の下での信託基金助成金受領団体は、COVID-19の状況で、受益者に到達する際の課題を報告した。検疫措置と公共の輸送を含めた移動制限が、対面とグループに基づく参加型のプログラム形成と直接的なサービスの提供を厳しく制限した。助成金受領団体は、オンラインへの移動に関連するものを含め、課題を考慮に入れて、受益者に到達するために、その状況に合わせて様々な措置を実施することにより対応した。

21. 2020年5月8日に、欧州連合と国連の「スポットライト・イニシアティブ」とのパートナーシップで、信託基金は、流行病の悪影響を受けている女性と女兒のニーズに対応する既存のプログラム活動に適合させるのみならず、制度的持続可能性と危険緩和を保障することに重点を置いた追加の直接的支援として、900万ドルを発表した。基金は、サハラ以南アフリカの44の信託基金助成金受領団体に届き、従って、人道状況で行われるプロジェクトのみならず、障害を抱えて暮らしている女性と女兒に対する暴力をなくすためのプロジェクトのために使われる資金を注入した。資金提供は、アフリカで強靱性のある女性運動に貢献している主として女性団体である29の実施パートナーのみならず主導的パートナーに向けられた。さらに、資金は、好事例の交換を強化するオンラインの実践家を基盤とした学習ハブを築くために配分された。

22. 信託基金は、対象を絞った活動を実施するために、11 の助成金受領団体のすべてが、予算の再配分の要請に速やかにアクセスできるようにすることにより、ラテンアメリカの欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」の助成金受領団体のニーズにも対応した。例えば、メキシコでは、Infancia Comun が、女性と女兒に適合させた資料で、COVID-19 の予防のみならず、性的虐待と暴力に関する情報を普及するためのウェブ・ページを創設するために、元のプロジェクト予算から再配分された追加の資金を利用した。メキシコの遠隔の農山漁村地域の先住民族女性と協力している CIAEWNA は、共同体の菜園活動を、流行病の結果として出現した増加する食料の不安定の報告に応じて、ガーデニングと農場経営のスキルを通して女性をエンパワーするために、そのプロジェクトに組み入れた。

23. ラテンアメリカとサハラ以南アフリカのすべての助成金受領団体は、直ちに追加の資金提供を活用した。例えば、コートジボワールでは、Conscience et Vie が、COVID-19 のために所得を喪失した HIV と共に暮らしている自称性労働者に食料パッケージを配布した。ジンバブエでは、Bethany プロジェクトが、思春期の女子のための衛生パッドを含め、尊厳キットを配布した。さらに、対面交流の代わりに、この団体は、性暴力とジェンダーに基づく暴力を討議するために女兒のための安全なスペースとしてオンラインの地域社会フォーラムを設立し、流行病中の性的搾取と虐待を防止するためにその能力と実施しているパートナーの能力を強化するために活動した。コンゴ民主共和国のコンゴ人女性基金という団体は、現地のフォーカル・ポイントを、対象とする地域社会内でのその作業を促進するために、スマートフォンとインターネットのアクセスを備えさせた。

24. 欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」の助成金受領団体は、新しい課題はあるが、サヴァイヴァーのニーズを根拠とした女性運動を煽る原動力として COVID-19 への対応を見ていると報告した。例えば、「子どもの保護と教育のためのカメルーン協会」は、包括的なリファール、カウンセリング、事件管理サービスを提供するスタッフの能力を築くことを含め、性暴力とジェンダーに基づく暴力サービスを実施し、提唱するために、その能力とそのパートナー(5つの草の根の女性団体)の能力を強化するために活動している。この団体は、宗教指導者や地域社会を通して包摂的なネットワークを創設するためにセクターにわたってかかわりも支援している。

25. 信託基金は、COVID-19 に対応するための追加の資金をどのように効果的に管理するかについての一連のウェビナーを通して、欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」のすべての助成金受領団体を支援するための訓練を提供した。これらは、420 名の参加者に達し、COVID-19 に対応するためのプロジェクトの修正版、これら修正版を実行するために意図された現金を基盤とした介入及び新しい調達訓練をカバーした。

26. 2020 年に欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」の下で資金提供された助成金受領団体の業績の中には、以下のパラグラフで描写されているものもある。

27. 22 の女性団体のネットワークである Platforma 25 de Noviembre とのパートナーシップを組んでホンデュラスでプロジェクトを実施している女性主導の団体である Centro de Estudios de Mujeres と CARE ホンデュラスは、オンライン活動に重点を置くためにその活動を再方向付けた。オンライン・キャンペーンは、閉じこもり措置の結果としての女性と女兒に対する様々な形態の暴力の増加に光を当て、流行病に対処するために閉じこもっている女性によって行われたイニシャティヴと暴力の被害者/サヴァイヴァーである女性と女兒に支援を提供できる接触に注意を引いた。フェミニスト運動は、承認されること

になった女性に対する暴力に対処する緊急事態法を準備し提唱するといったような共通の目標を追求するために集まった。

28. アルゼンチンでは、女性主導の NGO である Fundacion Andhes (Abogados uyu abogadas del noroeste argentino en derechos humanos y estudios sociales) が、女性団体と活動家の国際ネットワークである CLADEM とのパートナーシップで、シスジェンダー、トランスジェンダー、レズビアン女性に対する暴力に対処するプロジェクトを実施した。カウンセラーの訓練はオンライン・プラットフォームに再方向付けしなければならず、この点で全プロセスを考え直すことを必要とした。包括的な諮問スペースも電話、WhatsApp またはビデオ電話を通して維持され、328 名の女性が 2020 年中に支援された。

29. ナイジェリアのイモ州では、助成金受領団体であるアフリカ同盟が、女性と女兒に対する暴力の増加についてますます懸念するようになり、危険を緩和するための手段を素早く取った。これらには、すべての COVID-19 タスク・フォース委員会に女性を含めるための支援の動員、説明責任を高めるための政府の救援物資の配布の監視、誤報と闘い、ウィルスの拡散を止める手助けをするための COVID-19 に関する信頼できる情報の放送が含まれた。すばやい行動が、女性と女兒に対する暴力に対処するための国家と市民社会行為者との間の同盟---欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」のカギとなる目標---をさらに強化した。

30. チャドでは、有害な社会規範、慣習、慣行を根絶し、暴力の女性サヴァイヴァーのための法的・心理的サービスへのアクセスを改善する「公共の利益法センター」の作業の中には、流行病によってかなり悪影響を受けたものもあった。しかし、助成金受領団体は、その活動の多くを適合させ、継続した。例えば、加害者を罰する法律に光を当て、暴力を通報するよう人々を奨励することにより、女性に対する暴力に対する意識を啓発するためにラジオ放送を利用した。その 24/7 ヘルプラインを通して、訓練を受けたバラリーガルが、暴力のサヴァイヴァーと危険にさらされている者のために聴き取りサービスを提供し、保護措置に関して法的支援と助言を提供した。助成金受領団体は、職員の福利を確保し、遠隔作業を可能にし、暴力の女性サヴァイヴィヴァーと危険にさらされている者が一時的シェルターを求めることができるように、支援センターに投資し、衛生キットと配給品袋を提供し、暴力のサヴァイヴァーに医療・心理援助を提供するために、COVID-19 関連の対応のために欧州連合と国連の「スポットライト・イニシャティヴ」からの追加の資金提供を利用した。公共の利益法センターの上級顧問である Delphine Djiraibe は、「この流行病は、私たちの地域社会の女性と女兒に対する暴力の問題に影を投げかけている [...]。女性と女兒は、刑事責任免除と全くの無関心[で]苦しんでいる」と述べた。

31. エスワティニと南アフリカでは、女性主導の人権市民社会団体である Sonke ジェンダー正義ネットワークが、実施パートナー(虐待に反対するスワジランド行動グループと MOSAIC 訓練、サービス癒しセンター)と協力して、特に COVID-19 のロックダウン中に、電話のカウンセリング・サービスを通して、882 名の個人に到達した。さらに、Sonke ジェンダー正義ネットワークからの提出物が含まれる新しいドメスティック・ヴァイオレンス改正法が、完成され、南アフリカ議会に提出された。この法案は 2020 年末までに署名されて法律となることが期待された。

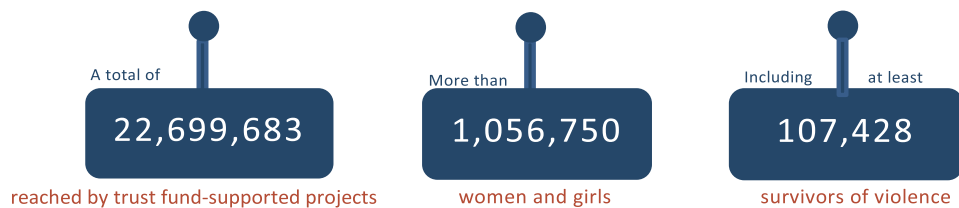
32. プルンディ、ガーナ、南アフリカでは、HIV とエイズと共に暮らしておりまたは個人的に悪影響を受けている宗教指導者の国際ネットワークが、COVID-19 によって引き起こされた健康問題への対処に向けて、各国政府が資金をつなげているので、ジェンダーに基づく暴力が増加しており、これに対処するサ

ービスが縮小していると報告した。これに応じて、プルンディのプロジェクトは、対話を通して 178 名の女性を訓練して関わらせ、情報を分かち合うための WhatsApp グループを創設した。ガーナでは、地域社会のラジオのトーク・ショーが、3つの地方の言語で放送され、推定 2,000 名の聴衆を得て、2020 年に 5,109 名の女性と女兒に情報を提供し、2,697 名が自分の権利を要求する態度と行動の変化を報告し、1,724 名が、女性と女兒に対する暴力事件に対応して通報し助けを求める能力に変化があったことを報告した。

V. 業績

33. 終わりに近づいている 2015 年から 2020 年までの信託基金の現在の戦略計画は、3つの優先領域、つまり、①基本的で、安全で、適切な多部門的サービスへの女性と女兒のアクセスの改善、②法律・政策・国内行動計画・説明責任システムの実施の推進、③女性と女兒に対する暴力の防止を定めた。今後の方向を特徴づけるための戦略計画の下での作業の分析は、過去 4 年にわたって、政府の役人と一般の人々を含めた総計 22,699,683 名の人々が、信託基金が支援するプロジェクトによって到達され、1,056,750 名以上の女性と女兒が、少なくとも 107,428 名の暴力のサヴァイヴァーを含め、助成金受領団体サービス、エンパワーメント活動及び暴力からの保護から直接的に利益を受けた。

Figure IV
Individuals reached by grantees over the past four years



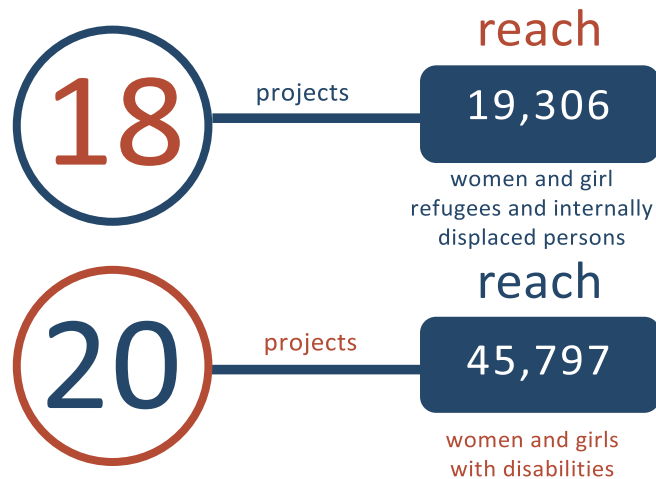
34. 信託基金は、主要なインパクトを持つプロジェクトを通して、受益者たちに届くために助成金受領団体の能力を築くことに投資している。2020 年に、1,100 以上の助成金受領参加団体に届いた能力開発活動を通して、助成金受領団体は、プロジェクトの効果的管理、性的搾取と虐待の防止及び倫理と安全性に関する訓練を受けた。今では、ほとんどのプロジェクトが、セクハラと攻撃の防止のためにも、性的搾取と虐待のためにも、文書による政策を有している。さらに、2019 年に始まった小規模団体のための核心となる経費と自己ケア資金へのアクセスへの投資の増額に関して 40 名の個人からのフィードバックが、これらが女性をエンパワーし、早い段階で問題に対処し、精神衛生とカウンセリングを提供し、職場と地域社会で関係を改善することに貢献する際に大変に役立つことが分かったことを示した。

A. どの女性も女兒も取り残さない

35. サービスをあまり受けていない女性と女兒のニーズに対処することは、信託基金の作業の中心である。これは明らかに、女性に対する暴力に対処する努力が開発され、実施される時に、最も頻繁に見遇される、しばしば、異なった形態の差別の重なるところにある集団である。2020 年に信託基金によって支援された少なくとも 75 のプロジェクトは、とりわけ難民と国内避難民女性と女兒、障害を持って暮らしている女性と女兒、LGBT 女性を含め、歴史的に周縁化されてきた者に重点を置いた。

36. 現在まで、信託基金は、合わせて総計 720 万ドルで、人道状況にある女性と女兒に対する暴力をなくすことに重点を置いた 18 の市民社会主導のプロジェクトを支援してきた。心理的法的援助を含めた主として暴力に対する地域社会の防止と対応に対処するこういったプロジェクトは、2016 年以来、少なくとも 19,306 名の難民または国内避難民女性と女兒に届いてきた。

Figure V
Projects leaving no one behind since 2016



37. 人道の場にいる女性と女兒は、特に暴力の危険にさらされており、そのニーズに対処する際の助成金受領団体が直面する課題は、COVID-19 の流行によって強化された。例えばアフガニスタンで、「アフガン女性のための女性」は、親密なパートナーからの暴力の通報される率が比較的高い状態で、国内避難民と帰還民の社会で、ソーシャル・ディスタンシングの措置が女性に対する暴力をさらに悪化させていると述べた。コンゴ民主共和国では、紛争がかかわる複雑な人道状況ですでに活動している「コンゴ人女性基金」は今では COVID-19 に調整しなければならなかった。

38. 障害を持つ女性と女兒は、しばしば、流行病の前ですら、サービスと司法対応の優先の欠如を経験した。世界で推定 10 億人の障害を持つ人々は、COVID-19 によって最もひどい打撃を受けた人々の中にあるものと予想される。ナイジェリアの「生活変革と良い親のケア協会」、ハイティの「国境を超えて」及びパキスタンの「Rozan」は、多様なアクセスできる書式で COVID-19 と女性と女兒に対する暴力に関する資料を作成することにより、暴力防止に重点を置いた。グアテマラの「Asociacion para el Desarrollo Legislativo y la Democracia」は、高い暴力の危険を仮定して、障害を持つ女性と女兒が、サービスとアウトリーチで優先されることを保障するためのアドヴォカシーに重点を置いた。障害を持つ女性と女兒に届くことは、信託基金の優先事項であり続け、2016 年以来、信託基金助成金受領団体は、障害を持って暮らしている少なくとも 45,797 名の女性と女兒に届いた。

39. 助成金受領団体は、COVID-19 の流行中に特に危険にさらされている LGBTI の人々のためのサービス提供も保障していた。例えば、アルバニアで、ドメスティック・ヴァイオレンスの LGBT 女性サヴァイヴァーのためのシェルターである「Streha」とのパートナーシップで「虐待を受けた女性と女兒のためのシェルター」によって経営されているプロジェクトは、流行病中に、サービスを維持するために、そ

の作業を急速に調整した。このプロジェクトは、シェルターと賃貸アパートでの安全な宿泊所、食料、衛生品及び心理的支援を提供した。

B. 女性と女兒に対する暴力を防止する

40. 現在の戦略計画の始まり以来、信託基金は、女性と女兒に対する暴力の防止に全部または部分的に重点を置くプロジェクトに、4,700万ドルを投資して来た。防止プロジェクトにかかわっている助成金受領団体の大半は女性団体であり、これも信託基金投資の戦略的重点である。

41. 助成金受領団体は、学校の内外での女兒に対する暴力に関連する、ありとあらゆる防止・対応活動と取り組んできた。例えば、2015年以來、34の助成金受領団体の作業の結果として、816の学校が、女性に対する暴力を防止し、対応するカリキュラム(課外活動を含め)を改善し、または政策、慣行、サービスを実施してきた。この作業領域は、COVID-19に対応する教育施設の閉鎖によって特に悪影響を受けた。例えば、コーティヴォワールでは、「Dignite et Dsroits pour les Enfants」の障害を持つ女兒のための特別教育センターは、ロックダウン中閉鎖されなければならなかった。さらに、オンラインの提供法にますます頼ることが、デジタル格差と誰も取り残さない必要性を強調し、さらに悪化させた。しかし、防止プログラムは依然として重要である。例えば、ウクライナでは、「Eney」が、ロックダウンの最初の1か月で、国の暴力防止ホットラインは、制限前の月に1,100の電話と比べて、サヴァイヴァーからの1,500通の電話を受けたと報告した。

42. コスタリカで、信託基金からの少額の助成金で、NGOの「Cenderos」によって実施されているプロジェクトは、ジェンダーに基づく暴力の危険にさらされており、またはこれを経験してきたニカラグアからの女性と女兒に対する暴力の防止を特に求めている。これまでのところ、505名の移動女性が7つの地域社会での36のコーヒーの午後を通して心理的援助と情報を受け、271名の難民申請者がシェルターを提供され、フェミサイドの危険にさらされている10名の女性が「Cenderos」によって管理される安全な家に入れられた。さらに、30名の女性移動者と亡命申請者が、「Cenderos」の援助で、今では地域社会のスペースで安全であると感じ、生活条件に対処する手助けをしてくれる女性の協同組合内で支援を見出したと述べた。プロジェクトのインパクトの持続可能性を保障するために、16名の女性移動者と亡命申請者が、地域社会の推進者として訓練を受けて来た。さらに、81名の参加者が、リーダーシップ訓練を受け、暴力の状況にある女性を保護し、歓迎する活動を指導する公約をした。

43. 「希望の星」は、障害を持つ女性と女兒のための基本的で、安全で、適切な多部門的サービスのアクセスを改善するために、パレスチナ国の西岸とガザ地区で、プロジェクトを実施している。学会と研究者の団体である「Al Marsad」との協働で実施されているこのプロジェクトは、難民キャンプ、C地区の領土及び遊牧民社会の周縁化された地域社会に重点を置いている。例えば、COVID-19流行前に行われた質的調査で、警察と家族保護ユニットの建物のわずか5.9%がアクセス可能であることが分かった。このプロジェクトは、年内に29歳から59歳までの障害を持つ女性によって通報された10件の暴力事件を文書化できた14のフォーカル・ポイントのためのスキル開発訓練を含め、フォーカル・ポイントのための能力開発も提供した。

44. 「障害・開発行動インターナショナル」は、信託基金の支援を得て、2つの地方の女性団体、2つの地方の障害者団体及び3つの女性ネットワークとのパートナーシップで、カンボディアでプロジェクト

を実施している。200名の受益者の間の一対一の調査で、地域社会でのこのプロジェクトの集中教育キャンペーンの結果として、社会変革の目に見える印が分かった。プロジェクト活動の結果として、20,602名のケア提供者、親戚、地域社会の構成員及び責務の担い手が、障害を持つ女性と女児の権利に対する意識を高めた。例えば、面接を受けた401名の人々のうち、230名が、プロジェクトの戦略の効果を確認して、その否定的態度を変えたと報告した。COVID-19流行のインパクト前のプロジェクトの結果も、暴力と障害者の権利についての改善された知識、防止措置及び態度の変容についての改善された知識のために、活動家であるサヴァイヴァーがあまり暴力を経験していないことを示している。プロジェクトから訓練を受けている女性主導の団体の中で、3つの女性主導のネットワークが、その組織上の能力と年次活動計画を開発することにより、障害を持つ女性と女児に対する暴力の初期防止を指導する能力を改善し、一方、48の自助グループ(総数829の会員を持つ)が、定期的会合を通して到達されていた。このプロジェクトは、障害と共に暮らしている女性と女児に下水・衛生パッケージ(319名の女性)、技術的支援(30名の女性)及び生計支援(32名の女性と女児)を提供することによって、受益者の安全と福利を保障することにより、COVID-19に対応した。

C. 多部門的サービスへのアクセスを改善する

45. 多部門的サービスへのアクセスの改善に関する作業の柱の下で、信託基金は、心理的カウンセリング、医療サービス及びジェルターを含めた特別支援サービスへの女性と女児のアクセス並びに法的援助を通じた司法へのアクセスを改善するためのプロジェクトを支援している。2016年以来、少なくとも60,048名の女性と女児が信託基金助成金受領団体を通して専門家支援サービスにアクセスしてきた。サービス提供者の訓練も、女性と女児のための基本的で、安全で、適切なサービスへのアクセスを高めることを求めるプロジェクトの重要な構成要素である。2016年以来、少なくとも11,425名の世界中のサービス提供者が、信託基金助成金受領団体に支えられて、そのサービス提供を改善してきた。

46. 以下のパラグラフの詳細は、2020年にサヴァイヴァーのためのサービスに適合し提供する際の助成金受領団体によって遂げられた進歩をある程度示している。

47. 基本的で適切なサービスへのアクセスを保障することは、多くの助成金受領団体のCOVID-19対応計画の礎石であった。サヴァイヴァーのためのサービスが対面で提供できないところでは、助成金受領団体は、サービスを素早く電話またはオンラインに移動させた。例えば、コンゴ民主共和国、ケニア、ルワンダ及びジンバブエの市民社会団体は、増加する取扱い件数に対応するために、新しいヘルプラインを設立し、既存のヘルプラインの到達範囲を拡大した。法的援助と心理サービスを提供している助成金受領団体は、サービスに切れ目がないことを保障し、サヴァイヴァーとの信頼と連絡を維持するためにオンラインに移動した。例えば、パキスタンのRozanは、心理カウンセリングをオンラインに移動し、北マケドニアの女性フォーラムTetovoは、オンラインの法的カウンセリングを提供した。

48. インドでは、犯罪防止被害者ケア国際財団が、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力の状況で、自分で加えたか、または親戚によって加えられた火傷の悪影響を受けている女性の保護の改善に重点を置いている。COVID-19の流行前は、助成金受領団体は、女性の火傷被害者のためのサービスを設立する際に、具体的進歩を遂げ、次の段階でのパートナーシップと協働のための話し合いを開始し、理解覚え書きが、タミール・ナドゥ州の11の介入地区にわたって病院との間で署名された。この初期の活動の結果として、女性の火傷サヴァイヴァーは、ドメスティック・ヴァイオレンス

とトラウマについて知識のある火傷ケア・サービスにアクセスをはじめることができた。頑強な多様なステイクホルダーの支援ラインが2019年に病院を退院した1,355名の火傷のサヴァイヴァーのデータベースを用いて創設され、女性たちへの定期的なフォローアップ電話を促進した。総計413通の電話が、国の支援ラインによって受信され、24のリファーマルにもつながった。

49. アルバニアでは、Elbasan 女性フォーラムが、家庭から働くことのできるスタッフを支援するという点でもドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーのためのサービスを適合させる際にも、COVID-19の流行に直ちに対応した。この適合には、対面カウンセリング及び暴力のサヴァイヴァーのための心理的支援と置き換えるために電話とホットライン・サービスを提供することが含まれ、2020年3月と4月だけでも助成金受領団体は、285通の電話カウンセリング・セッションを提供した。助成金受領団体は、COVID-19の予防措置についての意識を啓発し、子どもを含めたドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーのためのほとんど毎日の重要な社会的・法的情報を普及するために、ソーシャル・メディアも利用した。サービスは、暴力の女性と女児のサヴァイヴァーのために無料で提供され続けた。年内に、2020年8月まで、この団体のカウンセリング・センターは、909の心理カウンセリング・セッションを提供し、その提唱スタジオは、554件の法的カウンセリング・セッションを提供し、32名の子どもと共に、32名の女性が、その緊急シェルターに入れられた。COVID-19の危機のために、暴力の女性サヴァイヴァーは、食料及びその他の基本的な必需品にアクセスするためにもがき、Elbasan 女性フォーラムは、信託基金からの柔軟性のある財政支援をサヴァイヴァーに食料バスケットを配布するために再方向付けることにより対応した。

50. アルバニアでは、「虐待を受けた女性と女児のためのシェルター」とそのパートナーである「ドメスティック・ヴァイオレンスのLGBT女性サヴァイヴァーのためのStrehaセンター」が国の4つの遠隔地域(Vore, Lushnje, Shkoder 及び Skrapar)で暴力サヴァイヴァーのための多部門的サービスを提供するためにうまく確立している2つのシェルターをまとめた。このプロジェクトは、9名のLBT女性と女児を含め、27名のサヴァイヴァーにサービスを提供した。サヴァイヴァーは全員様々なサービス、つまり安全な宿泊所、医療検査と薬剤、交通費と心理社会サービス、法的支援及び職業訓練を通じたキャリアの機会といった様々なサービスを提供された。このプロジェクトに触れることになった人々の約82%が、ジェンダーに基づく暴力とこれに対処し通報するために利用できるサービスについての意識が高まったと報告した。アウトリーチ活動は、このプロジェクトがTiranasとElbasanとMatのLBT社会のさらに16名の人々に届くことができるようにした。

51. パキスタンのパンジャーブ州では、CBM インターナショナルとそのパートナーである地方の女性の権利団体Bedariが、女性と女児に対する暴力をなくすという、このより幅広い作業の中で、障害者を含める慣行を強化するプロジェクトを実施している。社会経済的障害に加えて、パキスタンで障害を抱えて暮らしている女性と女児は、正規・非正規の保護メカニズムが崩壊し、それてしまっているので、COVID-19の流行中に増加する暴力と周縁化に直面していた。このプロジェクトは、女性と女児に対する暴力に対処する措置が、地域社会レベルでCOVID-19の対応に含まれ、その現地の職員が、暴力のサヴァイヴァーに直接的支援またはリファーマル・サービスを提供するために地域社会と調整していることを保障するために活動した。同時に、Bedariは、その定期的なヘルプライン・プログラムを通してオンラインで心理支援を提供し、CBM インターナショナルによって促進される長期的支援を継続しつ

つ、男性と協力している。

D. 法と政策の実施を育成する

52. 2016 年以来、信託基金助成金受領団体は、女性と女兒に対する暴力を防止し、対応する際にその効果を改善するために、少なくとも 1,062 の地方自治体と政府の機関を支援してきた。さらに、女性と女兒に対する暴力に関する少なくとも 97 の機関の政策またはプロトコールが、過去 3 年にわたって様々な制度的レベルで開発され、改善されてきた。

53. 事務総長は、国の対応計画の一部として女性に対する暴力への対処を含めるよう各国政府に要請してきたが、多くの助成金受領団体は、未だに女性の権利団体が COVID-19 対応計画に含まれることを保障する際に、課題を報告している。例えば、「国際連帯財団」は、政府は COVID-19 の予防を優先しているが、流行病の結果として、ソマリアで女性性器切除と女性に対する暴力が増加していると報告している。助成金受領団体は、維持される女性の権利と市民社会団体の行動が、女性に対する暴力の問題が国の対応と行動計画に含まれることを保障する際の基本であると報告している。しかし、助成金受領団体は、年内にこの領域で確かに進歩を遂げた。その業績の中には、以下のパラグラフで説明されているものもある。

54. ケニアの女性主導の団体「権利教育・意識啓発センター」によって実施されているプロジェクトは、女性に対する暴力に関する法律の実施における格差に対処するために活動している。流行病前は、このプロジェクトは、受益者の目標数、つまり、649 名の思春期の若者(10 歳から 19 歳)、787 名の若い女性(20 歳から 24 歳)、及び 1,370 名の女性(25 歳から 59 歳)に届いていた。このプロジェクトは、1,427 名の女性と女兒の暴力サヴァイヴァーに届いていた。国家及び非国家行為者からのサービス提供を改善するための作業の点で、助成金受領団体は多部門的サービス・メカニズムの一部である 262 名の政府役人と 32 名の議員に届いていた。介入に続いて、サービス提供者の 38%が、プロジェクト開始時の 24.7%の基準と比べて、女性と女兒に対する暴力のサヴァイヴァーのニーズに応えるために必要な知識、態度、スキルを有していると報告した。このプロジェクトは、3,819 の地域社会を基盤としたグループに届き、会員の 52%が、ジェンダー平等と非暴力に関して技術と知識を改善したと報告した。

55. マレーシアでは、Persatuan Kesedaran Komuniti Selangor が、性暴力とジェンダーに基づく暴力と闘うための言語、ノウハウ及び支援を、シスジェンダーとトランスジェンダーの女性に提供するために、信託基金の助成金を利用している。マレーシアのトランスジェンダー社会と協力しているカギとなる団体である「シスターのための正義」の支援を得て、この団体は、女性の表現の自由と公共の政治的スペースでの意思決定への関わりを擁護し推進することを求めている。このプロジェクトは、50 名以上の受益者に届き、性暴力とジェンダーに基づく暴力についての公共の意識を啓発するための初めての 3 つのビデオも発表している。参加者との継続中の調査を通して、この助成金受領団体は、議員及びその他のカギとなる政府の意思決定者と関わる際に、その権利を行使することに対する課題を明らかにしてきた。

56. 「チャレンジするためにチャレンジされる女性たち」によるプロジェクトは、障害を持つ女性と女兒に対する暴力を減らし、虐待者の有罪判決率を上げるためにケニアの 3 つの民族的に多様な場所で、2 つの実施パートナー---英国を拠点とする NGO の「アドヴァンテージ・アフリカ」と「Kibwezi 障害者団体」---と協力した。COVID-19 流行前に、このプロジェクトは、80 名の障害を持って暮らしている女性

と 24 名の責務の担い手に再教育訓練を提供した。8 名の思春期と比較的若い女性を含めた参加者の約 70%が、暴力を防止し対応する戦略に対する良好な知識と意識を示した。プロジェクトの場所で障害と共に暮らしている女性の大多数は、どのように責務の担い手に近づき自分の権利を要求するかに自信を改善したことを示し、これが、障害を持つ 13 歳の女兒がかかわる虐待の加害者を裁判にかけ、レイプ未遂を通報した時に、警察と村の首長と長老からの改善された対応の報告という具体的な成功につながった。女性たちも、さらなる尊重と女性に対する暴力を通報する意向を含め、地域社会の障害を持つ女性と女兒の扱いに改善があったことを報告した。

57. ボスニア・ヘルツェゴヴィナで、「女性の権利センター」によって実施されているプロジェクトは、事件を扱う裁判官と検察官の能力を強化し、ジェンダーに基づく暴力に対するソーシャル・ワーカーの理解を高めることに重点を置いて、親密なパートナーからの暴力のサヴァイヴァーのための保護メカニズムを改善するために活動している。助成金受領団体は、関連専門家との同盟を築く際に最初の手段を取り、COVID-19 中は、電話と e-メールで初期の連絡と準備が行われた。準備活動は、必要な承認を得ること、計画を普及すること及び集められつつある多部門的作業部会と専門家グループへの参加者とセミナーを開催するために活動することを含め、裁判官と検察官のためのセミナーを開催するために行われた。これが重要な業績に繋がった。つまり、「裁判官・検察官訓練センター」の設立以来初めて、裁判官と検察官の態度と認識を変えることに関するセミナーが裁判官と検察官のための定期的な年次訓練プログラムに含まれた。「センター」は、「ドメスティック・ヴァイオレンスからの保護法」に対する改正案を作成して提出した。

V. 変革のための証拠を築く

58. 過去 5 年にわたって、信託基金は、評価された助成金受領団体の結果に基づいて、女性と女兒に対する暴力をなくすことに関する世界的な証拠のハブを築き、実践に基づいた知識と助成金受領団体の作業から学んだ教訓を収集し、普及するためのプラットフォームを築くことを求めてきた。この努力の一部として、信託基金は、評価管理に支援を提供し、助成金受領団体の作業全体にわたって、定期的分析のみならず、国の評価能力を推進してきた。

59. 信託基金は、学習の文化を推進し、受益者の声に基づくジェンダーに対応した、地方主導の、参加型の評価を提供する能力を高めるために、助成金受領団体による評価管理を改善することに投資を続けた。独立したメタ評価は、79 の評価報告書(2011 年から 2019 年の期間に始まった介入をカバーする)を見直した。2020 年に出版され、これは、現在の戦略的企画期間全体にわたって評価の質のかなりの改善を明らかにした。満足度のいく、またはよりよいと格付けされた評価の割合は、2016 年に完成した初期のメタ評価の 60%と比して、82%に達した。評価の改善への投資は、女性と女兒に対する暴力をなくす際に何に効果があり、何に効果がないかを明らかにする際に助けとなるので、きわめて重要である。

60. メタ分析は、2017 年から 2019 年に実施され、メタ評価を通して質が高いものと決まったプロジェクトに関する 30 の報告書のサブセットに基づいて行われた。これは、プロジェクトの効果の点で、5 つのカギとなる結論と勧告を強調した。第一に、信託基金によって支援されるプロジェクトは、扱う暴力の形態またはその場に関わりなく、効果的に積極的な態度と信念を推進することが分かった。例えば、ヴェトナムの男性・女性教員とのジェンダー意識啓発訓練のようなプロジェクト、カンボディアのサヴァイ

ヴァーのための伝統的な司法のアウトリーチ訓練及びグアテマラの女性の自称性労働者との性と生殖に関する権利訓練は、効果的であるためには、訓練は、明確な行動と行動変容の呼びかけをもって、徹底的に立案され、適合されなければならない。

61. 第二に、メタ分析で、信託基金によって支援されるプロジェクトは、有害な社会規範を変えるための様々な効果的な戦略を採用してきたが、深く根付いた規範には、3年以内に変えることが依然として難しいものもあり、かなりのスキルと集中した地域社会のかかわりが必要なものもあることが分かった。第三に、プロジェクトのライフサイクルを通して行動に対する予期された障害が、女性と女兒に対する暴力をなくす集団的行動を含める際に効果的であった。例えば、アフガニスタン、カンボディア、チリ、ヨルダン、リベリア及びチュニジアのように多様な状況にある助成金受領団体は、すべて、集会在難しくまたは禁じられている状況で、受益者のための安全なスペースのネットワークを生み出すために活動した。

62. 第四に、うまく企画され、重点を置き、意味のあるサービス提供者と政策策定者とのかかわりのためのプロジェクト戦略は、サービスの提供を改善し、機関の対応を強化するためにカギとなる二次的受益者と協力する際に効果的であった。例えば、タンザニア連合共和国の助成金受領団体は、地方の警察署のジェンダー・デスクの警察職員をエンパワーし、その仕事に関連する資料とリソースを備えさせることにより、サヴァイヴァーの通報経験を改善する手助けをした。これは、「尋ねる」ことが意味のある、実際の、現実的なものであるために、サービス提供者や政策策定者とのかかわりの条件を注意深く立案し、管理し、計画する必要性を強調している。最後に、女性がその自立を主張し、これを緩和する方法を見出す際に直面するかもしれない課題を予期するプロジェクトが、女性と女兒に対する暴力を減らす際に効果的であった。女性が変革の担い手となる戦略に投資しつつ、プロジェクトは、女性が主要な変革の担い手となることに対して感じるかもしれない重荷を緩和するために、維持される支援のためのメカニズムと戦略を検討する必要がある。

63. プロジェクトのインパクトの点で、メタ分析で、サンプルのプロジェクトの半数近くが、男性が暴力を加えることまたは女性が暴力を経験することが減少したと測定し、観察したが、それぞれの評価が違った風にこれを測定し、これが短い時間枠内で限られた資金でそのような目標を測定することの課題を指摘していることがわかった。しかし、決定的に、信託基金が支援するプロジェクトは、自己効力感や自己同一性のような問題及びプロジェクトのライフサイクルのかなり後でのプロジェクト結果の持続可能性に与えるかなりのインパクトに繋がり、述べられた全体的なプロジェクト目標を超えたプロジェクト活動の連鎖的影響を示している。

VI. 次回戦略計画における前進の道

64. 2015年から2020年までの期間の戦略計画の中間見直しの結果に基づいて、信託基金は、2021年から2025年をカバーする戦略計画を考案するための広範な参加型の開発プロセスにかかわった。2019年11月に、サラエヴォで開催された信託基金の初めての世界助成金受領団体大会で、ステイクホルダー協議会が開かれた。協議会は、国連加盟国、国連機関、市民社会団体、信託基金助成金受領団体並びに独立専門家諮問グループからを含めた200名以上のパートナー、ステイクホルダー、専門家の参加を得て、2020年中続いた。

65. 新戦略計画の中心に、暴力を受けないで暮らすすべての女性と女兒の人権に強い強調が置かれるであろう。戦略計画は、世界的にフェミニスト運動の成長に貢献するように、サヴァイヴァーを中心とした需要に牽引されるイニシアティブを提供する際に、市民社会団体特に女性の権利団体が、中心的役割を果たすことができるようにする世界的連帯とパートナーシップを通して、この目的を推進することを求めるであろう。

66. 女性と女兒をその作業の中心にしっかりと据えて、信託基金の次の戦略計画は、行われた広範な相談からのフィードバックとインプットに基づいて優先事項を推し進めているが、これは、助成金の柔軟性のある資金提供の割合を増やし、さらに長続きする助成金の機会を生み出す必要性を強調した。女性に対する暴力をなくすことに革新的な取組を試す機会を生み出し、能力開発を含め、市民社会団体の作業を支援するために利用できる資金の増額の重要性も強調した。次の戦略計画は、実践家に基づいた知識、質の高い評価及び学んだ教訓と好事例の分かち合いを捉えることにより知識を構築し豊かにすることに関する作業を拡大し深めることにも重点を置き続けるであろう。

67. 信託基金は、女性と女兒が、司法、暴力を防止する際のカギとなる要因である変革した社会規範、意思決定プロセスへの女性と女兒の参画と声によって形成されるより効果的な法律、政策、国の行動計画へのアクセスを含めた基本的な専門の、安全で、適切なサービスへの改善されたアクセスを通して、支援されるイニシアティブから利益を受けることを保障し続けるであろう。このような焦点を絞った成果を通して、信託基金は、市民社会と特に女性の権利団体が女性と女兒に対する暴力をなくし、より強力なフェミニスト運動を生み出すというその目標の達成に向けて進歩を遂げることができる努力を支援しつづけるであろう。

(房野 桂 訳)